

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

# 法人会だより

2018年  
冬

公益社団法人 沖縄北部法人会 広報委員会  
名護市宇茂佐の森5-2-7 電話 (0980) 54-3120/FAX (0980) 50-9053  
MAIL [info@okihokuhoujin.com](mailto:info@okihokuhoujin.com) URL <http://www.okihokuhoujin.com>

No.8

## 税務署長講話・新法人説明会開催!



平成30年11月27日(火)、総合宴会場IZUMOに於いて名護税務署長講話及び新法人説明会が開催された。

1部では、知念名護税務署長が「泡盛講話」と題し、国税庁の3大任務の一つである酒類業の健全な発展における、酒税や酒類行政の取組や酒類と泡盛、泡盛の歴史に加え、製造工程、古酒の定義についてご講話頂いた。

続いて2部では、野原法人統括官より新たに会社を設立した皆様に対して、法人税等の各種届出書の提出や特典、源泉徴収等取組むべき事項や、留意事項について説明と新たに会社を設立した皆様に、会社の経営強化にもつながる法人税をはじめとする様々な税金の基本的な仕組みについての説明と、消費税軽減税率制度の概要について説明。続いて、石川会長より法人会活動の紹介並びにメリット等の説明がなされ、最後に、法人会福利厚生制度受託会社大同生命保険古市課長より、法人会福利厚生制度の採用の経緯をはじめ、取扱商品と法人会会員の特典について説明がなされた。

3部の新会員交流会では、知念名護税務署長はじめ説明会に参加した新法人や、新規に入会した法人企業並びに入会3年以内の会員が参加され、新会員の紹介・会社PRが述べられ、会員同士の交流が終始和やかに行われた。



企業をPRしませんか？掲載記事を募集致します！

広報委員会



北部法人会広報委員会では、会員向けサービスの一環として企業紹介等を盛込んだ「法人だより」を年4回発行しています。

そこで、会員のみなさんへ次号掲載枠を募集します。

※応募が多い場合は、当委員会で選定させて頂きますのでご了承下さい。なお、漏れた場合は次号に掲載いたします。

発行：年4回(春・夏・秋・冬)

締め切りは  
3月末日まで!  
(掲載無料)

《仕様》写真はPG画像でお願いします。

※募集要項をご記入のうえ、メール([info@okihokuhoujin.com](mailto:info@okihokuhoujin.com))にて事務局まで送信ください。

※ご要望があれば写真撮影にお伺いいたします。

①会社事務所等 写真	⑤業種
②会社名	⑥事業内容(PR等)
③所在地	⑦メールアドレス
④電話・FAX	⑧ホームページアドレス

②公益社団法人 沖縄北部法人会  
③名護市宇茂佐の森5-2-7 北部会館4階  
④TEL (0980) 54-3120 FAX (0980) 50-9053

⑤業種：経済団体

⑥税・経営・社会貢献をテーマに活動する団体  
●各種税務研修 ●経営セミナー ●講演会  
●インターネットセミナー ぜひ、ご参加ください！

⑦Mail [info@okihokuhoujin.com](mailto:info@okihokuhoujin.com)

⑧<http://www.okihokuhoujin.com>

記入例



企業の皆様  
法人会自主点検チェックシートを活用していますか？

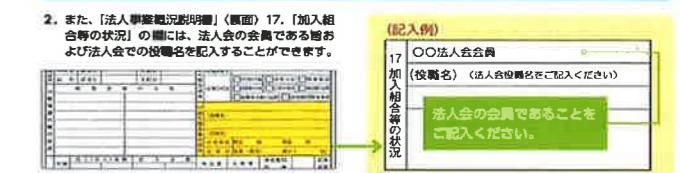
自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に(法人会自主点検チェックシート)と記入することができます。

1. 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、表欄に8.(5)「社内監査」欄が新たに設けされました。



「法人会自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。  
法人会自主点検チェックシート(税務)欄には、法人自らが自動的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

また自主点検チェックシートに取り組まれていない経営者の皆様も、是非一度お試しください。



2. また、「法人事業概況説明書」(裏面)17、「加入組合等の状況」欄には、法人会の会員である組合および法人会での役職名を記入することができます。

※上記「1」「2」とともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

(記入例)  
○○法人会員  
(役職名) (法人会員名を記入ください)  
法人会の会員であることを記入ください。

お問い合わせ先 <http://www.okihokuhoujin.com> (0980) 54-3120

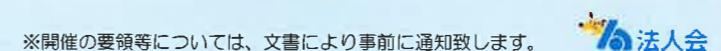
### 行事予定

平成31年

- 1月04日(金) 仕事始め
- 25日(金) ●北部振興会主催(法人会後援)  
産学官連携事業「ループ船受入れに関するセミナー」
- 28日(月) ●税務調査事例研修会
- 2月07日(木) ●福利厚生制度推進会員親睦会 カリグ大会
- 14日(木) ●助成金活用セミナー
- 15日(金) ●第5支部(本部・伊江)新春講演会・新年会
- 3月19日(火) ●社会貢献活動特別講演会
- 会社取引をめぐる税務研修会
- 応急手当講習会
- △各委員会
- △第26回理事会

※開催の要領等については、文書により事前に通知致します。

※行事は、都合により移動することがあります。



## 消費税期限内納付

消費税の期限内  
納付を忘れずに。

推進運動  
実施中!



法人会

消費税には  
申告・納付期限  
があります。

申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。

個人事業者の方  
は振替納税も  
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※1)</sup>。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※2)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※3)</sup>

\*1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

\*2 基準期間の課税売上高が1,000万円以上であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円未満の事業者は、消費税の確定申告が必要です。

\*3 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、基本的に中間申告・納付することができます。

\*4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、基本的に中間申告・納付することができます。

